

幼児教育・保育の無償化に係る国への意見書の提出について

幼児教育・保育の無償化に係る国への意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名  
自民党市議団，公明党市議団，  
国民・みらい市議団，京都党市議団，  
日本維新の会市議団，無所属(大西)，  
無所属(豊田)，無所属(やまず)，無所属(山本)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，  
総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

幼児教育・保育の無償化に係る国への意見書

幼児教育・保育の無償化は，子育て世代の経済的負担を軽減し，子どもを産み・育てる環境を整えるのみならず，未来を担う子どもたちの人格形成の基礎が培われる幼児期に，質の高い教育・保育を保障する重要な取組である。

しかし，全国的に都市部を中心に依然として待機児童が多く発生している中，幼児教育・保育の無償化により，保育を利用していない世帯の不公平感が高まるうえ，急激な保育需要の高まりに伴う待機児童の増加や保育利用時間の長時間化，さらには保育士不足等，子どもの育ちを支えるべき保育現場が疲弊することが強く懸念される。

また，多くの自治体においては，年々増加する保育ニーズに対応し，質の高い教育・保育を提供するため，施設型給付費や就園奨励費等の国制度に加え，保育士配置基準や幼稚園における預かり保育の拡充等において，多額の一般財源を投入しており，財政的に極めて厳しい状況になっている。

さらに，本市においては，質の高い保育を確保するため，独自の保育士配置基準による手厚い配置や職員の処遇改善を行っているが，国においては，認可外保育施設について，5年間は指導監督基準を満たさなくても無償化の対象とすることを検討しており，実施されれば，施設によって保育の質が大きく異なる状況を招きかねない。

よって国におかれては，下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1 施設型給付費や就園奨励費等の国制度はもとより，幼稚園の預かり保育の拡充等の自治体が独自に行っている事業も含め，幼児教育・保育の無償化に必要な財源については，国が責任を持って確保すること。
- 2 幼児教育・保育の無償化に当たっては，保育現場への影響や働き方改革等を勘案し，保育標準時間を全て無償とするのではなく，保育短時間のみを無償とするなど，保育利用時間の

長時間化を招かないよう、適切に制度設計を行うこと。

- 3 上記2により生じる財源を1歳児に係る職員配置の改善に充てるなど、保育の質の向上にも留意した仕組みとすること。
- 4 これまで確保してきた質の高い教育・保育を確保するため、認可外保育施設についても、教育・保育の質を確保するための方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。